

○山口県流域下水道条例

昭和六十一年三月二十四日

山口県条例第一号

山口県流域下水道条例をここに公布する。

山口県流域下水道条例

(設置)

第一条 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号。以下「法」という。）第二十五条の二十二第一項の規定に基づき、流域下水道を設置する。

(平二四条例五三・令三条例五三・一部改正)

(名称等)

第二条 流域下水道の名称及び流域下水道に接続する公共下水道の処理区域の所在する市町は、次のとおりとする。

名称	流域下水道に接続する公共下水道の処理区域の所在する市町
周南流域下水道	岩国市、光市及び周南市
田布施川流域下水道	熊毛郡田布施町及び平生町

(平八条例一二・平一五条例五・平一六条例三三・平一七条例五二・一部改正)

(技術上の基準)

第三条 法第二十五条の三十第一項において準用する法第七条第二項の条例で定める技術上の基準は、次のとおりとする。

- 一 排水施設（これを補完する施設を含む。）は、次に掲げる要件を満たしていること。
 - イ 堅固で耐久力を有する構造とすること。
 - ロ コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置が講じられていること。
 - ハ 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして規則で定めるものを除く。）にあつては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講じられていること。
 - ニ 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあつては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講じられていること。
 - ホ 地震によつて下水の排除及び処理に支障が生じないように地盤の改良、可撓継手の設置その他の規則で定める措置が講じられていること。
 - ヘ 排水管内径及び排水渠の断面積は、規則で定める数値を下回らないものとし、

かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとすること。

ト 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあつては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置が講じられていること。

チ 暗渠^{あんきょ} その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあつては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講じられていること。

リ 暗渠である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管渠^{かんきょ}の清掃上必要な箇所にあつては、マンホールを設けること。

ヌ まず又はマンホールには、密閉することができる蓋を設けること。

二 処理施設（これを補完する施設を含む。以下同じ。）は、前号イからホまでに掲げる要件を満たしていること。

三 処理施設（終末処理場であるものに限る。以下同じ。）は、前号に定めるもののほか、次に掲げる要件を満たしていること。

イ 脱臭施設の設置その他臭気の発散を防止する措置が講じられていること。

ロ 汚泥処理施設（汚泥を処理する処理施設をいう。）には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないように排ガス処理設備の設置、排液を水処理施設に送水する導管の設置、残さい物の飛散及び流出を防止する覆いの設置その他必要な措置が講じられていること。

2 前項の規定は、工事を施行するために仮に設けるもの又は非常災害のために必要な応急措置として設けるものについては、適用しない。

（平二四条例五三・追加、令三条例五三・一部改正）

（終末処理場の維持管理）

第四条 法第二十五条の三十第一項において準用する法第二十一条第二項の終末処理場の維持管理は、規則で定めるところにより行うものとする。

（平二四条例五三・追加、令三条例五三・一部改正）

（指定管理者による管理）

第五条 流域下水道の管理に関する事務のうち、施設及び設備の維持管理に関する事務は、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

（平一七条例七八・追加、平二四条例五三・旧第三条繰下）

(指定管理者の指定)

第六条 知事は、前条の規定による指定を受けようとする法人その他の団体を公募するものとする。

2 前項の規定による公募は、規則で定めるところにより、応募の時期及び方法等について公告して行うものとする。

3 第一項の規定による公募に応じようとするもの（以下「応募者」という。）は、規則で定めるところにより、流域下水道の管理に係る事業計画書（以下「事業計画書」という。）に規則で定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

4 知事は、前項の規定による応募があつたときは、次に掲げる基準によつて、その応募を審査しなければならない。

一 事業計画書の内容が、流域下水道を利用する者の平等な利用を確保することができるものであること。

二 事業計画書の内容が、流域下水道の効用を十分に発揮するとともに、流域下水道の管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。

三 応募者が、事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な人的体制及び経済的基礎を有するものであること。

5 知事は、前項に規定する審査を行つたときは、遅滞なく、理由を付してその結果を公表するものとする。

6 知事は、第四項に規定する審査の結果、応募者のうち流域下水道の管理を最も適切に行うことができると認めるものについて、前条の規定による指定をするものとする。

7 知事は、前各項の規定によることが困難又は不適当な場合その他特別な事情がある場合には、これらの規定によらないで、前条の規定による指定をすることができる。

8 知事は、前条の規定による指定をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

(平一七条例七八・追加、平二四条例五三・旧第四条繰下)

(指定管理者が講ずべき措置)

第七条 知事は、第五条の規定による指定をするときは、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第一項に規定する個人情報（第五条に規定する事務に係るものに限る。）をいう。）の適正な取扱いを確保するために当該指定管理者が講ずべき措置を明らかにしてしなければならない。

(平一七条例七八・追加、平二四条例五三・旧第五条繰下・一部改正、令四条例四

一・一部改正)

(知事による管理の業務の実施)

第八条 知事は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し若しくは期間を定めて流域下水道の管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合又は指定管理者が天災その他の事由により流域下水道の管理の業務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において、必要があると認めるときは、第五条の規定にかかわらず、流域下水道の管理の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

(平一七条例七八・追加、平二四条例五三・旧第六条繰下・一部改正)

(その他)

第九条 この条例に定めるもののほか、流域下水道の管理について必要な事項は、知事が定める。

(平八条例一二・一部改正、平一七条例七八・旧第三条繰下、平二四条例五三・旧第七条繰下)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して七月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、昭和六十一年四月一日から施行する。

(昭和六一年規則第七二号で昭和六一年一〇月一八日から施行)

(特別会計設置条例の一部改正)

- 2 特別会計設置条例（昭和三十九年山口県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成八年条例第一二号）

この条例は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成八年規則第八八号で平成八年十一月一日から施行)

附 則（平成一五年条例第五号）

この条例は、平成十五年四月二十一日から施行する。

附 則（平成一六年条例第三三号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成一六年規則第六五号で平成一六年一〇月四日から施行)

附 則（平成一七年条例第五二号）

この条例は、平成十八年三月二十日から施行する。

附 則（平成一七年条例第七八号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二四年条例第五三号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十四年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条、第五条及び第七条の規定 公布の日

附 則（令和三年条例第五三号）

この条例は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和三年法律第三十一号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝令和三年十一月一日）

附 則（令和四年条例第四一号）

この条例は、令和五年四月一日から施行する。